

令和3年1月12日  
保険局医療課医療指導監査室  
(担当・内線) 室長補佐 立石(3286)  
室長補佐 遠藤(3286)  
(代表電話) 03(5253)1111  
(直通電話) 03(3595)2578

報道関係者 各位

## 令和元年度における保険医療機関等の 指導・監査等の実施状況について(概況)

### 1 指導・監査等の実施件数

個別指導	4,715件	(対前年度比	9件減)
新規個別指導	5,711件	(対前年度比	251件減)
適時調査	3,544件	(対前年度比	92件減)
監査	55件	(対前年度比	3件増)

### 2 取消等の状況

保険医療機関等	21件	(対前年度比	3件減)
(内訳) 指定取消	: 11件	(対前年度比	3件減)
指定取消相当	: 10件	(対前年度比	増減なし)
保険医等	15人	(対前年度比	4人減)
(内訳) 登録取消	: 14人	(対前年度比	5人減)
登録取消相当	: 1人	(対前年度比	1人増)

#### 特徴等

- ・ 保険医療機関等の指定取消処分(指定取消相当を含む。)の原因(不正内容)を見ると、不正請求(架空請求、付増請求、振替請求、二重請求)がそのほとんどを占めている。
- ・ 指定取消処分(指定取消相当を含む。)に係る端緒としては、保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等からの通報が12件と取消(指定取消相当を含む。)件数の過半数を占めている。

### 3 返還金額

保険医療機関等から返還を求めた額は、約108億7千万円(対前年度比約21億4千万円増)  
(内訳)

- ・ 指導による返還分 : 約34億2千万円(対前年度比 約1億5千万円増)
- ・ 適時調査による返還分 : 約50億5千万円(対前年度比 約1億1千万円増)
- ・ 監査による返還分 : 約24億0千万円(対前年度比 約18億8千万円増)

#### <保険診療における指導・監査HP>

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/shidou\\_kansa.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shidou_kansa.html)

## 令和元年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

### 1. 指導の実施状況

#### (1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1,639件	1,348件	1,728件	4,715件
保 険 医 等	9,601人	2,480人	2,794人	14,875人

#### (2) 新規個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2,199件	1,500件	2,012件	5,711件
保 険 医 等	2,476人	1,900人	3,111人	7,487人

#### (3) 集団的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	4,443件	4,707件	4,008件	13,158件

### 2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	3,519件	10件	15件	3,544件

### 3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	18件	28件	9件	55件
保 険 医 等	63人	45人	21人	129人

### 4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計	
保険医療機関等	指 定 取 消	4件	4件	3件	11件
	指定取消相当	3件	7件	0件	10件
	計	7件	11件	3件	21件
保 険 医 等	登 録 取 消	6人	8人	0人	14人
	登録取消相当	0人	1人	0人	1人
	計	6人	9人	0人	15人

### 5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 12件  
 ※保険者、医療機関従事者、医療費通知に基づく被保険者等
- (2) その他 9件  
 ※警察の摘発、新聞報道、個別指導等

### 6. 返還金額の状況

返還金額は、108億7355万円であった。

- ・ 指導による返還分 34億2498万円
- ・ 適時調査による返還分 50億4652万円
- ・ 監査による返還分 24億0205万円

7. 指導・監査等の実施状況等の年度推移

区分	保 険 医 療 機 関 等 (単位:件)					保 険 医 等 (単位:人)						
	年度	27	28	29	30	1	年度	27	28	29	30	1
個別指導	医科	1,566	1,601	1,628	1,653	1,639	医師	4,287	4,986	6,611	9,210	9,601
	歯科	1,331	1,324	1,314	1,332	1,348	歯科医師	1,845	1,979	1,803	2,993	2,480
	薬局	1,506	1,598	1,675	1,739	1,728	薬剤師	2,143	2,326	2,440	2,657	2,794
	計	4,403	4,523	4,617	4,724	4,715	計	8,275	9,291	10,854	14,860	14,875
新規個別指導	医科	2,170	2,154	2,231	2,355	2,199	医師	2,666	2,918	3,042	3,640	2,476
	歯科	1,709	1,599	1,558	1,533	1,500	歯科医師	1,847	1,613	1,975	1,853	1,900
	薬局	2,616	2,420	2,356	2,074	2,012	薬剤師	3,430	2,880	3,323	3,138	3,111
	計	6,495	6,173	6,145	5,962	5,711	計	7,943	7,411	8,340	8,631	7,487
集個別指導	医科	4,305	4,630	4,426	4,505	4,443						
	歯科	5,002	4,920	4,971	4,705	4,707						
	薬局	3,928	4,130	3,827	4,056	4,008						
	計	13,235	13,680	13,224	13,266	13,158						
適時調査	医科	2,561	3,356	3,632	3,623	3,519						
	歯科	0	7	10	11	10						
	薬局	1	0	1	2	15						
	計	2,562	3,363	3,643	3,636	3,544						
監査	医科	37	28	25	16	18	医師	78	103	68	36	63
	歯科	45	39	33	28	28	歯科医師	81	120	59	48	45
	薬局	8	7	8	8	9	薬剤師	22	40	40	18	21
	計	90	74	66	52	55	計	181	263	167	102	129
取消 (取消相当含む)	医科	10	8	8	9	7	医師	7	6	5	5	6
	歯科	26	18	19	12	11	歯科医師	18	14	13	12	9
	薬局	1	1	1	3	3	薬剤師	1	1	0	3	0
	計	37	27	28	24	21	計	26	21	18	20	15

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		27	28	29	30	1
保険者等からの情報提供		20	18	21	17	12
その他		17	9	7	7	9
合計		37	27	28	24	21

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	合 計	
27	451,089	763,351	29,297	1,243,737	—
28	408,898	435,931	44,705	889,535	▲354,202
29	312,641	367,539	39,709	719,888	▲169,647
30	327,869	493,272	52,699	873,840	153,952
1	342,498	504,652	240,205	1,087,355	213,515

## 8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

（単位：件）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集団的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	66	22	38	126	62	59	33	154	220	223	162	605	233	1	0	234	1	2	1	4
02 青森	22	23	25	70	10	9	18	37	37	38	49	124	59	0	0	59	0	0	0	0
03 岩手	20	23	23	66	14	4	15	33	28	43	44	115	53	0	0	53	0	1	0	1
04 宮城	21	44	45	110	32	22	46	100	62	61	82	205	80	0	0	80	1	0	0	1
05 秋田	19	19	21	59	15	5	17	37	26	36	40	102	41	0	0	41	0	1	0	1
06 山形	16	20	23	59	13	9	18	40	27	31	46	104	39	0	0	39	1	1	0	2
07 福島	35	35	35	105	13	14	17	44	39	57	67	163	70	0	0	70	0	0	3	3
08 茨城	46	35	46	127	32	37	48	117	68	64	93	225	64	0	0	64	0	0	1	1
09 栃木	38	31	30	99	27	24	25	76	49	54	63	166	54	1	0	55	0	0	0	0
10 群馬	42	37	34	113	21	17	24	62	62	70	62	194	66	0	0	66	0	0	0	0
11 埼玉	53	73	74	200	79	70	106	255	173	252	205	630	87	0	3	90	1	2	0	3
12 千葉	61	47	77	185	109	67	86	262	159	227	162	548	99	0	0	99	1	1	0	2
13 東京	137	88	118	343	495	310	309	1,114	578	750	405	1,733	179	1	0	180	4	6	1	11
14 神奈川	68	35	146	249	206	154	167	527	324	307	260	891	92	1	0	93	1	5	0	6
15 新潟	39	20	40	99	13	27	32	72	35	94	71	200	68	0	4	72	0	0	2	2
16 山梨	12	16	17	45	12	5	8	25	22	33	33	88	33	4	7	44	0	0	0	0
17 長野	32	37	32	101	20	11	28	59	56	61	47	164	68	0	0	68	0	0	0	0
18 富山	28	18	16	62	15	6	15	36	26	30	33	89	58	0	0	58	0	0	1	1
19 石川	19	9	20	48	15	9	19	43	28	29	40	97	69	0	0	69	1	0	0	1
20 岐阜	41	30	36	107	24	23	31	78	40	48	75	163	55	1	0	56	0	0	0	0
21 静岡	41	58	54	153	51	32	64	147	105	97	135	337	61	0	0	61	0	0	0	0
22 愛知	59	75	105	239	136	88	142	366	225	245	242	712	87	0	1	88	1	0	0	1
23 三重	17	27	29	73	21	17	28	66	51	48	61	160	60	0	0	60	1	0	0	1
24 福井	15	10	11	36	6	5	14	25	18	15	17	50	39	0	0	39	0	0	0	0
25 滋賀	18	10	22	50	21	17	25	63	37	31	32	100	34	0	0	34	0	1	0	1
26 京都	11	14	39	64	45	26	40	111	120	106	64	290	75	0	0	75	0	1	0	1
27 大阪	31	46	41	118	224	95	153	472	516	431	246	1,193	163	0	0	163	3	4	0	7
28 兵庫	30	28	26	84	115	60	78	253	270	238	194	702	94	0	0	94	0	0	0	0
29 奈良	27	14	19	60	13	13	28	54	45	37	40	122	36	0	0	36	0	0	0	0
30 和歌山	26	16	18	60	17	6	10	33	45	27	26	98	34	0	0	34	0	0	0	0
31 鳥取	15	11	10	36	9	5	6	20	27	20	20	67	43	0	0	43	0	0	0	0
32 島根	17	11	13	41	8	6	8	22	23	21	22	66	49	0	0	49	0	0	0	0
33 岡山	55	12	30	97	24	12	18	54	64	0	60	124	80	0	0	80	0	0	0	0
34 広島	34	17	59	110	45	31	45	121	100	125	112	337	93	0	0	93	0	0	0	0
35 山口	35	28	30	93	12	11	14	37	36	54	58	148	74	0	0	74	0	0	0	0
36 徳島	19	11	15	45	9	5	10	24	33	31	31	95	56	0	0	56	0	0	0	0
37 香川	23	20	21	64	12	8	17	37	32	35	42	109	46	1	0	47	0	0	0	0
38 愛媛	34	27	22	83	13	7	17	37	56	50	46	152	71	0	0	71	0	0	0	0
39 高知	20	15	14	49	4	3	10	17	23	22	16	61	64	0	0	64	0	0	0	0
40 福岡	50	56	75	181	68	74	79	221	233	249	167	649	128	0	0	128	1	1	0	2
41 佐賀	19	17	20	56	10	12	10	32	25	34	40	99	77	0	0	77	0	0	0	0
42 長崎	38	29	28	95	12	15	15	42	63	48	46	157	78	0	0	78	0	1	0	1
43 熊本	54	34	33	121	23	17	29	69	53	43	60	156	92	0	0	92	0	0	0	0
44 大分	31	22	22	75	14	8	17	39	39	43	44	126	82	0	0	82	0	0	0	0
45 宮崎	25	19	22	66	18	14	22	54	44	36	43	123	78	0	0	78	1	0	0	1
46 鹿児島	47	34	33	114	18	15	23	56	51	67	67	185	86	0	0	86	0	0	0	0
47 沖縄	33	25	21	79	24	16	28	68	50	46	38	134	72	0	0	72	0	1	0	1
合計	1,639	1,348	1,728	4,715	2,199	1,500	2,012	5,711	4,443	4,707	4,008	13,158	3,519	10	15	3,544	18	28	9	55

9. 保険医療機関等取消等状況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指定取消年月日 ( ) は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 ( ) は取消相当
1 岩 手	上島歯科医院 (R1.11.12廃止)	歯	(R2.3.5)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求	上島 秀一	R2.3.5
2 岩 手	アイセイ薬局 江刺西大通り店	薬	R1.10.17	2,741千円	その他の請求	—	—
3 福 島	さくら薬局 相馬店	薬	R2.3.5	精査中	その他の請求	—	—
4 福 島	さくら薬局 会津若松店	薬	R2.3.5	精査中	その他の請求	—	—
5 茨 城	たつざわ歯科クリニック	歯	R1.8.30	2,187千円	二重請求	笠井 大悟	R1.8.30
6 千 葉	アイ歯科 (H28.8.2廃止)	歯	(R1.6.21)	精査中	二重請求	—	—
7 千 葉	F A C E 歯科医院 (H30.4.1廃止)	歯	(R1.10.25)	精査中	付増請求	度会 一也	R1.10.25
8 新 潟	保苺歯科医院	歯	R2.3.20	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	保苺 俊治	R2.3.20
9 大 阪	医療法人弓立皮膚科クリニック	医	R1.7.19	15,005千円	付増請求、振替請求	弓立 達夫	R1.7.19
10 大 阪	医療法人伯仁会 柏原眼科クリニック (H31.2.28廃止)	医	(R1.6.14)	2,296千円	付増請求、振替請求	柏原 俊博	R1.6.14
11 大 阪	高島クリニック	医	R2.1.31	精査中	その他の請求	—	—
12 大 阪	賀川歯科医院難波診察室 (H27.9.30廃止)	歯	(R1.11.15)	825千円	架空請求	橋本 幸一郎	R1.11.15
13 大 阪	賀川歯科医院新大阪診察室 (H27.7.30廃止)	歯	(R1.11.15)	149千円	架空請求	—	—
14 兵 庫	富永医院 (H30.1.23廃止)	医	(R1.9.13)	7,475千円	付増請求、振替請求	富永 靖章	R1.9.13
15 兵 庫	みよし歯科医院 (R1.9.30廃止)	歯	(R2.1.24)	2,840千円	その他の請求	美吉 政幸 (R1.9.30登録抹消)	(R2.1.24)
16 兵 庫	石田歯科医院	歯	R1.6.14	精査中	付増請求	石田 浩太郎	R1.6.14
17 奈 良	医療法人光優会 クリニックやすらぎ八木診療所 (H25.8.31廃止)	医	(R1.6.14)	精査中	診療報酬の不正請求に係る 詐欺により、禁錮以上の刑 に処されたため、健康保険 法第80条第8号及び第81条 第5号に該当	松山 光晴	R1.6.14
18 徳 島	賀川歯科医院 (H28.7.29廃止)	歯	(R1.11.15)	404千円	架空請求	—	—
19 愛 媛	きむら歯科医院	歯	R1.9.27	10,235千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	木村 茂樹	R1.9.27
20 福 岡	医療法人ひらた脳神経外科クリニック	医	R1.5.20	43,464千円	架空請求、付増請求、 その他の請求	平田 勝俊	R1.5.20
21 長 崎	山本外科医院	医	R2.1.27 【執行停止中】	精査中	監査拒否	山本 修	R2.1.27 【執行停止中】
22 沖 縄	—	歯	—	【保険医の事故 に係る返還額】 28千円	【保険医の事故内容】 架空請求、有印公文書偽 造・同行使、詐欺により禁 固以上に処されたため、健 康保険法第81条1号及び第 5号該当	高良 清美	R1.5.16
○保険医療機関等		指定取消	指定取消相当	○保険医等		登録取消	登録取消相当
医 科		4件	3件	医 師		6人	0人
歯 科		4件	7件	歯科医師		8人	1人
薬 局		3件	0件	薬 剤 師		0人	0人
計		11件	10件	計		14人	1人

※ 返還額は、令和2年10月末現在のものである。

## 10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

### 【医科】

保険医療機関等名	(福岡県) 医療法人ひらた脳神経外科クリニック	【令和元年5月20日指定取消】
不正の区分	架空請求、付増請求、その他の請求	(返還金額 43,464千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 九州厚生局に対し、医師が自身で服用する薬を他人の名前を使って処方している旨の情報提供があり個別指導を実施したところ、医師が情報提供の内容を認めたほか、無診察での処方箋の交付や、無診察での消炎鎮痛処置を行っていたこと等を認めたことから、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。</li> <li>・ 実際に行った保険診療に、行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。</li> <li>・ 保険診療と認められないものを、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。</li> </ul> <p>3. 処分等 令和元年5月20日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>	

### 【歯科】

保険医療機関等名	(愛媛県) きむら歯科医院	【令和元年9月27日指定取消】
不正の区分	架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	(返還金額 10,235千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 四国厚生支局愛媛事務所に対し、市役所から送付された医療費通知に、受診していない記録が含まれている旨の情報提供があり、個別指導を実施したところ、架空請求及び二重請求を認める発言があり、さらに患者調査を実施した結果、不正な診療報酬請求を行っている疑義が生じたことから、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。</li> <li>・ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して診療報酬を不正に請求していた。</li> <li>・ 実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて診療報酬を不正に請求していた。</li> <li>・ 実際に行った保険適用外である診療に係る費用を患者から受領しているにもかかわらず、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。</li> <li>・ 実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。</li> </ul> <p>3. 処分等 令和元年9月27日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>	

### 【薬局】

保険医療機関等名	(岩手県) アイセイ薬局江刺西大通り店	【令和元年10月17日指定取消】
不正の区分	その他の請求	(返還金額 2,741千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 当該薬局の役員より、社内調査を行ったところ、当該店舗において東北管内の系列店舗から処方せんを集め、実際には他店舗で調剤しているにもかかわらず、当該店舗において調剤を行ったとして調剤報酬の請求を行っていたとの報告がされ、それに基づき個別指導を実施したところ、不正請求が認められたことから、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際には、同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を当該保険薬局で調剤を行ったものとして調剤報酬を不正に請求していた。</li> <li>・ 施設基準の虚偽の届出を行い、調剤報酬を不正に請求していた。</li> </ul> <p>3. 処分等 令和元年10月17日 保険薬局の指定取消</p>	

## (用語解説)

### I 全般的事項

#### 1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関又は薬局からの申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。医療機関又は薬局は、保険医療機関等として指定を受けることにより、いわゆる保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を提供できることとなる。

#### 2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師又は薬剤師からの申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。医師、歯科医師又は薬剤師は、保険医等として登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

#### 3 不正請求

診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

##### ① 架空請求

実際に診療(調剤を含む。以下同じ。)を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

##### ② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

##### ③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

##### ④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

##### ⑤ その他の請求

a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合

b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合

c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合

d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

#### 4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

#### 5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査又は監査の結果、不正又は不当な請求が確認された場合に、同様の請求の有無について保険医療機関等において全患者等を自主点検のうえ、返還金関係書類として地方厚生(支)局に提出した金額。

本資料における返還金額は、指導に関するものであれば、令和元年度及び平成30年度以前に個別指導又は新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、令和元年度中に地方厚生(支)局において返還金関係書類を保険者に通知したもの。

## II 指導関係

### 1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集団的個別指導、個別指導に分類される。

### 2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(概ね妥当・経過観察・再指導・要監査)が採られる。

### 3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

### 4 集団的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

## III 適時調査関係

### 1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約500種類の施設基準がある。

### 2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

## IV 監査関係

### 1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。本資料における監査件数(人数)は、令和元年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

### 2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

### 3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。

(参考) 厚生労働省ホームページ：保険診療における指導・監査

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/shidou\\_kansa.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shidou_kansa.html)